

2007年5月20日

放送コンテストに参加するみなさんへ（5/20訂正版）

高文連放送情報専門部事務局長  
海部 弘

2007年度 NHK 全国高校放送コンテストの効果音・音楽にかかる著作権処理について

※どうして著作権処理が必要か？

学校での活動のみなら著作権処理は不要。

コンテストは対外活動。宣伝活動。 → 著作権処理が必要 → 著作権≠JASRAC

1. なるべくオリジナルの音源を使う。

安易に市販の音源を使わない。効果音は生録を試みる。

自分で作詞・作曲・自演なら、許諾は必要ありません。

ブラスバンド部や軽音楽部等が、自作でない曲を演奏し、それを録音する場合、隣接権処理はパスできるが、JASRAC等への著作権処理は必要です。あと譜面を利用しているときは、明細書に出版社を明記し、その譜面を管理している出版社が許諾している旨の用紙が必要です。

2. ネット上の音源は使用しない。

有料でのダウンロード楽曲についても使用不可。

「著作権フリー」との表記があっても、誤っている可能性が大。

よってHP管理者に連絡が取れでも不可。

(HPの作者自身が著作権のことをわかっていないことが多い。)

3. 通常販売しているCDから録音する場合。

(1) NHK コンテストでは、外国曲、専属曲は使用できません。

レンタルCDは使用できません。学校所有か自校生徒所有のものに限ります。

著作隣接権処理と、著作権処理が必要です。

(2) CD業者に赤本「様式2-7」を用いてレコード会社一覧の番号にFAXします。

同時に電話を入れている学校があるようですが、事前の電話はしないでください。

2・3日後には返事がきます。こない場合は電話を入れてください。有償で許諾の場合は、実は使ってほしくないという場合もあります。顧問とよく相談して使用・不使用を決めてください。大会本部では、隣接権にかかる費用についての補助は全くありません。不許諾の場合は当然使用できません。無償で許諾の場合は次に進んでください。

(3) つづいて、JASRACのページ左下にある「J-WID」で検索し、

「作品詳細表示」のページを2部印刷して1部台本添付。

ラジオ番組の場合は「録音」に「○」、

TV番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。

(4) ラジオの場合は(別表2)「録音利用明細書」、

テレビの場合は(別表3)「映像ソフト録音利用申込書(新譜)」を作成。

2部コピー。1部台本添付。

(5) 神奈川大会当日の朝、著作権の窓口で著作権の手続きをします。

ラジオ・TV等複数の番組でエントリーをしている場合は、個別に処理をします。

**必要書類**

a. 「県のプリント12 JASRAC 領収書」

b. JASRACの検索ページ「作品詳細表示」のプリントアウト(3で作成)

c. 録音利用明細書1部か映像ソフト利用申込書1部(4で作成)

d. 台本(確認の印を押します)

e. 著作権料(釣り銭の無いようお願いします)

4. 自校生徒が演奏した、自作ではない曲の録音。

著作権の処理が必要です。

JASRAC のページ左下にある「J-WID」で検索し、「作品詳細表示」のページを印刷。

ラジオ番組の場合は「録音」に TV 番組の場合は「ビデオ」に「○」があることを確認。

「県のプリント 1 2 JASRAC 領収書」・ラジオの場合は「録音利用明細書」テレビの場合は「映像ソフト録音利用申込書（新譜）」に記載して、大会当日の朝、著作権の窓口にお金を添えて提出。（3 と同様です）

5. 効果音等、メロディのない市販の音源を使うとき

著作権は「芸術的・創造的なもの」に与えられる権利です。

よってドアを閉める音などには著作権は存在しません。今年から JASRAC に権利のない音源を記載すると減点対象になるそうです。

しかし、それを CD に録音して販売している場合は、CD 業者に「著作権隣接権」が生じます。

よって著作権隣接権のみの処理をします。

「著作権フリー」と書いてあっても著作権隣接権はフリーではない場合があります。

まず、CD 業者に赤本「様式 2-7」を用いて別表（1）の番号に FAX します。

一覧表から番号変更している会社もあります。

また、「FAX 不可。郵送してほしい。」という会社もあります。ケースバイケースで対処してください。

2・3 日後には返事がきます。こない場合は電話を入れてください。

「無償で許諾」の場合は次に進んでください。

「有償で許諾」の場合は、実は使ってほしくないという場合もあります。顧問とよく相談して使用・不使用を決めてください。

大会本部では、隣接権にかかる費用についての補助は全くありません。

「不許諾」の場合は当然使用できません。

許諾の場合「音楽の森」で検索して該当ページと様式 2-7 を台本に添付する。

（JASRAC からリンク。または「音楽の森」で検索。<http://www.minc.gr.jp/>）

メロディのない効果音のみなら当日 JASRAC 関係の処理は必要ありません。

6. 「アーキー」「EX インダストリー」については、様式 2-6 の記載のみで使用できます。（ただしサンプル CD は不可）ネットからのダウンロードも可能です。

「サウンド・ファクトリー」はネットからのダウンロードはできませんが、CD の使用なら様式 2-6 の記載のみで使用できます。（「ファンダンゴ」「ビデオラボネットワーク」については、今年は許諾が必要になりました。3 の手順を踏んでください）

7. すべてに共通して、「様式 2-6」を台本末尾に添付してください。

8. 明細書・申込書の変更点

・利用者コード＝（映像:6592477 録音:6592377）、タイトルに学校名・部門名、CD 番号を記入

9. 今年度はまだ情報が一部明確で無い点があります。

新しい情報が到着次第「集まれ！放送委員会」の HP に記載しますので、毎日チェックしてください。特に 6 月の中旬になりましたら、必ず変更点を確認してください。

<http://kanakousiken.nomaki.jp/housou/>

10. 何か具体的な事例で、不明な点があれば、すぐに海部までメールしてください。

[kaifu@e01.itscom.net](mailto:kaifu@e01.itscom.net)